



全建設業協会 第 016 号

令和 3 年 4 月 28 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 奥 村 太 加 典

〔公 印 省 略〕

地域建設業経営強化融資制度に係る

公共工事金融保証事業の実施期間の延長について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、災害対応やインフラの維持管理など、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている地域の建設企業の資金調達を支援するため、地域建設業経営強化融資制度の事業期間を令和 8 年 3 月 31 日まで 5 年間延長することとしました。

これに伴い、三保証事業会社においても、建設企業の円滑な資金調達を推進するため、同制度に係る公共工事金融保証事業を継続することとなったことから、実施期間の延長について、別添のとおり案内がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、具体的な手続き等につきましては、各保証会社の支店等へお問い合わせください。

以 上

(担当) 事業部 事業企画課 堤

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp

令和3年4月

一般社団法人兵庫県建設業協会 御中

西日本建設業保証株式会社

地域建設業経営強化融資制度に係る公共工事金融保証事業の
実施期間の延長について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は、公共工事前払金保証事業につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、国土交通省は、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、「地域建設業経営強化融資制度」を令和8年3月31日まで5年間延長することとしました。

弊社におきましても、同省からの要請を受け、建設企業の資金調達の円滑化を推進するため、「公共工事金融保証事業」の実施期間を同様に5年間延長することといたしました。

つきましては、貴団体の会員の皆様方への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本金融保証の内容につきましては、別添「公共工事金融保証について（お知らせ）」をご参照いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

地域建設業経営強化融資制度に係る

公共工事金融保証について（お知らせ）

 西日本建設業保証株式会社

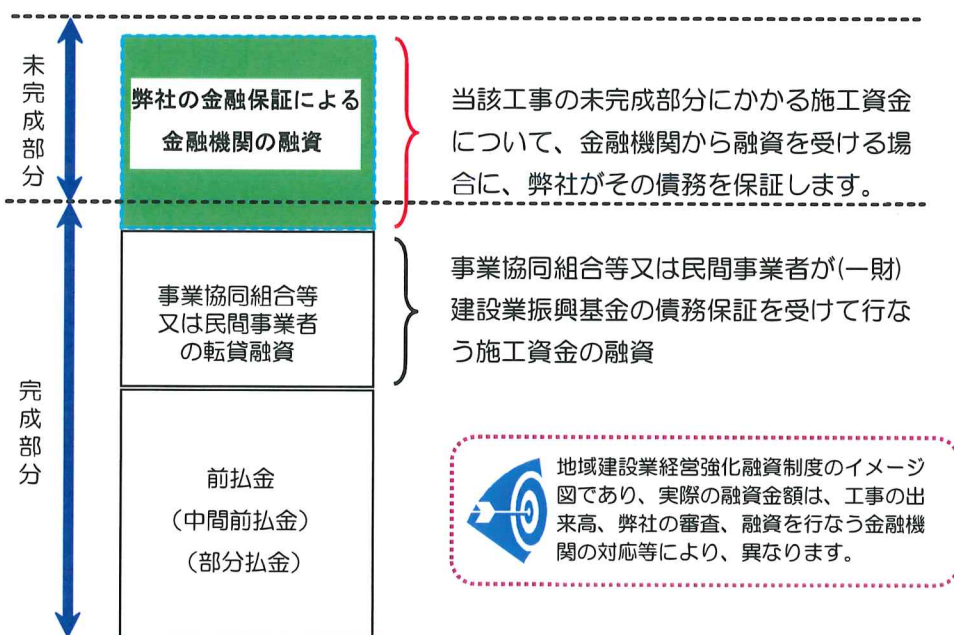
国土交通省では、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設企業の資金調達円滑化のために創設した「**地域建設業経営強化融資制度**」を、令和8年3月31日まで延長する措置を講じました。

詳細については、下記のホームページをご参照下さい。

（一財）建設業振興基金・・・<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>

- ・ 完成（出来高）部分に対しては、（一財）建設業振興基金の債務保証によって事業協同組合等又は一定の民間事業者が行う転貸融資を受けることができます。
- ・ 未完成部分に対しては、[弊社の債務保証（公共工事金融保証）](#)によって金融機関から融資を受けることができます。

【 地域建設業経営強化融資制度に係る公共工事金融保証のイメージ 】



詳細については、弊社の各支店にお問い合わせ下さい。
各支店の連絡先は、弊社ホームページにてご確認ください。

https://www.wjcs.net/info/hon_shiten.php